養護老人ホーム明照園外部サービス利用型

特定施設入居者生活介護事業所運営規程

第1章　　事業の目的及び運営の方針

（趣　旨）

第１条　この規程は、養護老人ホーム明照園（以下「事業所」とい。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）に定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスを提供するに当り、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省第37号）に定めるもののほか、運営に関する事項を定め、事業の適正運営を図るものとする。

　　　　なお、事業所名及び所在地については、以下のこととする

　　　　　事業所名：養護老人ホーム明照園特定施設

　　　　　所在地：天草市久玉町1273番地1

（事業の目的）

第２条　事業所は、加齢に伴って生ずる心身の変化起因する疾病等により要介護状態になり、介護護、機能訓練及び健康管理及び療養上の援助を要する者等について、これらの者はその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、適正なサービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第３条　事業所は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスの提供に当って、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにするものとする。

第2章　外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容については次のとおりとする。

　　（1）管理者　1人（兼務）

専ら施設の職に従事し、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、従業者に必要な指揮命令を行う。

　　（2）生活相談員　　1人（兼務可）

利用者の生活相談、処遇の企画及び実行等を行う。

　　（3）介護職員　　利用者30人に対3人以上（基準配置人員をみたすものとする。）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

　　（4）計画作成担当者（介護支援専門員）　　1人（兼務可）

特定サービス計画の作成を行う。

第3章　　入居定員及び居室数

（入居定員）

第５条　入居定員及び居室数は次のとおりとする。

　　（1）入居定員　　　50人

　　（2）居室数　　　　44室（2人室は8室、1人室は36室）

　　２　施設長は、災害等やむを得ない場合を除き入所定員及び居室の定員を超えて施設を利用させてはならない。

第4章　　　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

（利用者）

1. サービス利用者は、介護保険法第９条の規定による要介護状態の施設入所基準該当者でなければならない

（利用開始）

1. 施設長は、サービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険資格、認定状況、有効期間及び審査会の意見を確認し利用契約を締結するものとする。

（退所及び解約）

第８条　施設長は、利用者が退所を申し出たときは、必要事項を調査して適当と認めたときは、その旨市町村に報告し、利用契約の解除を行うものとする。

　　２　施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な措置を講ずるものとする。

　　（1）第6条に規定する利用資格を失った場合

　　（2）第26条の規定を遵守せず秩序を乱す場合

（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の取扱指針）

第９条　事業所は、サービス提供に当って、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように特定サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しなければならない。

　　２　従業者は、サービス提供に当って懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分に説明するものとする。

　　３　従業者は、サービス提供に当って利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行ってはならない。なお、身体拘束等を行う場合には、その態様時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

　　４　事業所は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（相談及び援助）

第10条　事業所は、常に利用者の心身の状況やその環境に置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（利　用）

第11条　事業所は、心身に著しい障害があるため常時に介護を必要とする者に対して、サービスを提供するものとする。

　　　２　事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。

　　　３　事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合及び利用申込者に対して適切な便宜を提供することが困難な場合には、適切な医療機関、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講ずるものとする。

　　　４　事業所は、利用者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療、及び福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定の申請にかかる援助）

第12条　事業所は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助するものとする。

（特定施設サービス計画作成）

第13条　事業所は、介護支援専門員等に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

　　　２　特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）等は、利用者の能力及び置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での問題点を把握するものとする。

　　　３　計画担当介護支援専門員等は、利用者及びその家族の希望並びに把握した課題に基づき、他の従業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。この場合において、原案には、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービス提供の上で留意すべき事項等を記載するものとする。

　　　４　計画担当介護支援専門員は、特定施設サービス計画の原案について利用者又は家族に説明し、同意を得なければならない。

　　　５　計画担当介護支援専門員等は、介護サービス計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実態状況を把握するものとし、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

（介　護）

第14条　事業所及び受託居宅サービス事業者は、入浴、排せつ、食事等の生活に必要な援助及び介護並びに家事、安否確認等を総合的に提供するものとする。

　　　２　事業所及び受託居宅サービス事業者は、心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとし、オムツを使用せざるを得ない利用者については、オムツを適切に交換するものとする。

　　　３　事業者及び受託居宅サービス事業者は、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

　　　４　事業所は、常時１人以上の常勤の支援員等を介護に従事させ、利用者の負担により、事業所及び受託居宅サービス事業者の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

　5　 事業者は、利用者の援助にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束」という。）を行わない。また、身体拘束棟を行う場合は、本人またはその家族にあらかじめ文章による同意を得るものとする。

　 　　 6　 施設は、身体拘束等を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況及びに緊急やむを得ない理由を記録する。

　　 　 7　 身体拘束適正化検討委員会を設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）開催する。新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施する。

　　 　 8　 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

　　　　　　（1）　虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を行う。その責任者は管理者とする。

　　　　　　（2）　虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。

　　　　　　（3）　介護職員その他の職員に対して、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的に実施する。

　　　　　　（4）　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等の関係者に報告を行い、事実確認のために協力するまた、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

（社会生活上の便宜の提供等）

第15条　事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリｴーションの機会を設けるものとする。

　　 ２　事業所は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に手続について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行することができるものとする。

　　 ３　事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

（機能訓練）

第16条　事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行うものとする。

（利用料の受領）

第17条　サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスに該当する場合は介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

　　　２　事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなくればならない。

　　　３　事業所は、前２項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

　　　（1）日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

　　　（2）理美容代

　　　４　事業所は、サービスの提供に当って利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求の為の証明書の交付）

第18条　事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払を受けた場合は、サービスの内容、費用の額をその他必要事項に記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

第5章　　受託居宅サービス事業者及び受託サービス事業所の名称及び所在地

（受託居宅サービス事業者の明照及び所在地）

第19条　事業者が委託する指定サービス事業者の名称及び所在地は、別表1とする。

第6章　　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

（居室の移動）

第20条　利用者は、原則として別に定める居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難であって、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者又は家族の希望により居室を移動することができる。

　　　（1）現に利用している居室の設備等がより適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。

　　　（2）取り適切なサービスを提供する上で、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障となるとき。

　　　（3）その他既に使用している居室がより適切なサービス提供をするため利用者の日常生活上の著しい支障となるとき。

　 　２　施設長は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のサービス提供に著しい支障があると認めるときは、前項の規定に関わらず、居室を移動されることができる。

（居室移動の手続き）

第21条　前条の規定により、利用者の居室を移動させるときは、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

第7章　　施設利用に当たっての留意事項

（日課の励行）

第22条　利用者は、職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めなければならない

（外出及び外泊）

第23条　利用者が外出及び外泊を希望する場合は、所定の手続により事業所に届出なければならない。

（健康保持）

第24条　利用者は、健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は、特別な理由がない限り受診しなければならない。

（衛生保持）

第25条　利用者は、事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

（禁止事項）

第26条　利用者は、事業所内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。

　　　（1）宗教及び信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　　　（2）喧嘩、口論又は泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　　　（3）事業所の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　　　（4）指定した場所以外で火気を用いること。

　　　（5）故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

　（6）　サービス従事者又は他の利用者に対して、ハラスメント、その他の迷惑を及ぼすような宗教活

　　　　　動、政治活動、営利活動等を行うこと。＊ご家族においても禁止行為とする。

（利用者に関する市町村への通知）

第27条　事業所は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

　　　（1）正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

　　　（2）偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章　　緊急時等における対応方法

（緊急時の対応）

第28条　事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急に事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関及び家族等に連絡するなど必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第29条　事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村関係機関に連絡等必要な措置を講ずるものとする。

　　　２　サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

第9章　　非常災害対策

（非常災害対策）

第30条　非常災害に備えて必要な設備を儲け、消防、避難に関する計画を作成する。

　　 ２　非常災害に備え、少なくとも６ヶ月に１回は、避難、救出その他必要な訓練を行なう。

（業務継続計画の策定等）

第31条　 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定生活入居者生活介護施設の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

　　 　 2　 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

　　　 　3 　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10章　　その他事業所の運営に関する重要事項

（受給資格等の確認）

第32条　事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

　　　２　前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するものとする。

（利用の記録の記載）

第33条　事業所は、入所に際して、入所年月日、事業所の種類及び名称を被保険者証に記載するものとし、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載するものとする。

（勤務体制の確保等）

第34条　事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務体制を定めるものとする。

　　　２　事業者は、事業所の従事者によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

　　　３　事業所は、従事者の資質向上のため研修の機会を設けるものとする。その際すべての職員（看護師、准看護士、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

４　 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。

　　 　(1) 採用時研修　　採用後３ヶ月以内

　　 　(2) 継続研修　　　年５回以上

　 　 　５ 　事業所は、適切な指定特定施設入居者生活介護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第35条 　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

　　　　　（1）　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、当該職員に周知徹底を図ること。

　　　　 　（2）　当該事業所における虐待の防止のための指針（高齢者虐待防止マニュアル）を整備すること。

　　　 　　（3）　当該事業所において、当該職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

　　 　　（4）　前（3）号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（主任）を置くこととする。

（衛生管理等）

第36条　 事業所は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行なう。

　　　 ２　 事業所は、事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

　　 　　（2） 事業所における感染症及びまん延の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（協力医療機関等）

第37条　事業所は、協力病院等は、次の各号に掲げるとおりとする。

　　　（1）協力病院　　天草市立牛深市民病院

　　　（2）協力歯科　　浦田歯科医院

（掲　示）

第38条　事業者は、事業所内の見やすい場所に、この規程の概要、従事者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選定に資する重要事項を掲示しなければならない。

（秘密の保持）

第39条　事業所は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

　　　２　事業者所は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。

　　　３　事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第40条　事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

　　　２　事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第41条　事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員が必要な措置を講じるものとする。

　　　２　事業所は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出及び提示を求め、又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとし、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善内容を報告する。

　　　３　事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、熊本県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、熊本県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとともに、熊本県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、その改善の内容を報告する。

（地域との連携等）

第42条　事業所は、その運営並びに非常災害対策に当たって、地域住民又は住民活動との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

（会計区分）

第43条　事業所は、サービス事業の会計は、その他の事業の会計と区分するものとする。

（記録及び整理）

第44条　事業者は、従事者、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

　　 ２　事業所は、次の各号に掲げる利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

　　　（1）特定施設サービス計画

　　　（2）受託居宅サービス事業者から報告に係る内容の記録

　　　（3）受託居宅サービス事業所の業務の実施状況に関する記録

　　　（4）市町村への通知に関する事項の記録

　　　（5）苦情の内容等の記録

　　　（6）事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

　　　（7）提供した具体的なサービスの内容等の記録

　　　（8）身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（その他）

第45条　この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、事業所管理者が別に定める。

　　附　則

（施行期日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部（第42条第1項）を改定し施行する。

この規程は、平成27年8月1日から一部（第17条第1項）を改定し施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部（第1条、第4条、第17条第1項）を改定し施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部を改定し施行する。

この規程は、令和5年4月1日から一部（第30条、第31条、第34条、第35条、第36条）を改定及び追加し施行する。

この規程は、令和6年4月1日から一部（第26条）を改定及び追加し施行する。

別表1（第19条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 所 在 地 | 電話番号 |
| デイサービスセンター明照園 | 天草市久玉町1273-1 | 0969-73-3245 |
| ヘルパーステーション明照園 | 天草市久玉町1273-1 | 0969-73-3245 |
| 中邑医院 | 天草市久玉町1411-133 | 0969-74-0370 |
| （株）優愛らいふ・ケア | 天草市亀場町亀川1420-10 | 0969-32-6770 |
| （株）ミタカ | 天草市本渡町本渡2576-1 | 0969-23-1839 |
|  |  |  |
|  |  |  |